

認知症対応型通所介護事業  
介護予防認知症対応型通所介護事業

重要事項説明書

有限会社 あおば  
デイサービスあおば

# 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

## 重要事項説明書

令和 年 月 日

この(介護予防)認知症対応型通所介護重要事項説明書は、利用希望者が、当該サービスを受けられるに際し、利用希望者やその代理人に対し、当法人の事業運営規程の概要や勤務体制等、利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

### 1. 当事業所のサービスに関する相談窓口

電話番号	053-439-8140
施設長	萩原 美子 (ハギワラ ヨシコ)

\* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

### 2. 弊社の概要

#### (1) 法人本部

法人名	有限会社 あおば
所在地	静岡県浜松市北区三方原町70番地の10
代表者	代表取締役 村上 知
電話番号	053-439-8140

#### (2) 提携先

法人名	有限会社 わかば
所在地	愛知県名古屋市西区枇杷島4丁目10番5号
事業所	うえるケアホームわかば うえるケアホームふたば

### 3. 事業所の概要

#### (1) 当事業所の内容等

事業所名	デイサービスあおば
所在地	静岡県浜松市北区三方原町70番地の10
電話番号	053-439-8140
介護保険事業者番号	2277102402
当事業所のその他のサービス	認知症対応型共同生活介護(短期利用型有り) 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型有り) 居宅介護支援事業

#### (2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態
施設長(管理者)	常勤勤務 1名 グループホーム管理者兼務
介護従事者	1階4名 2階4名 グループホームとの一体的な勤務体制とする

#### (3) 設備の概要

休息室	9.10㎡	台所	各階1ヶ所
浴室	各階1ヶ所	居間兼食堂	各階1ヶ所
トイレ	各階3ヶ所	コミュニティルーム	1階1ヶ所

#### (4) 営業時間

月～日	午前9:00～午後5:00
-----	---------------

### 4. 当事業所のサービスの特徴

有限会社あおばが運営する「デイサービスあおば」では、認知症対応型共同生活介護事業「うえるケアホームあおば」と一体的な事業運営を図ります。家庭的でこぢんまりとした生活空間の中、少人数の認知症高齢者が継続的なグループを保ち、ケアを受けながら、できるだけ自立して生活できるように日常生活の支援をしています。「デイサービスあおば」ではそれぞれの認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所計画を作成して、食事の支度、掃除、洗濯等を「共同」で行い、利用者の出来ない部分をさりげなくサポートする事で日常生活の感覚の維持及び心身機能の維持ができるように働きかけます。

「デイサービスあおば」は、家庭と通所サービスの行き来による混乱が最小限になるように、ご家族様(在宅介護での介護者)と連携を図り、安心して在宅生活が継続できるように努めます。

## 5. 利用に関する費用等について

### (1) 1日の利用料金

自費	おやつ・食事材料費	800円(昼食代700円+おやつ代100円)		
	レクリエーション費	実費(消耗品のレクリエーションに要した材料費が発生した場合)		
	イベント費	実費(参加費や飲食に係る費用が発生した場合)		
	日常生活の消耗品代	実費(オムツ等)		
介護保険自己負担額	Ⅰ 認知症対応型通所介護 (1割負担の場合の 利用料)	介護度	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
		要支援1	(480単位)489円	(496単位)505円
		要支援2	(508単位)517円	(524単位)533円
		要介護1	(518単位)527円	(535単位)544円
		要介護2	(537単位)547円	(554単位)564円
		要介護3	(555単位)565円	(573単位)583円
		要介護4	(573単位)583円	(592単位)602円
	要介護5	(593単位)603円	(612単位)623円	
	Ⅱ加算	入浴介助加算	51円	
		サービス提供体制加算(Ⅱ)	7円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		算定した単位数の104/1000に相当する単位数		
ⅠとⅡの合計単位数に地域区分(10.17円)を乗じた金額の1～3割のご負担となります				

- \* 介護保険自己負担額は、浜松市の発行する介護保険負担割合証に基づく負担(1～3割)の額となります。
- \* 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- \* 費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者又はその代理人の同意を得ます。
- \* 理美容代は実費負担となり、その都度ご用意いただきます。

### (2) 料金の支払い方法

自動口座引き落とし  
ご指定の金融機関の口座から、月1回引き落とし致します。

## 7. 利用についての留意事項等

### (1) 利用についての留意事項

- ① 要介護認定の判断結果が、要支援1、2または要介護1から要介護5のいずれかであることが必要です。
- ② 医師の診断書等により利用申込者が、認知症状態にあると確認できる事が必要です。
- ③ 利用後、著しい体調の変化、認知症状の重度化に伴う激しい暴力行為、共同生活が困難と判断される行為等がある場合は、当該サービスを中止させていただく事があります。

## 8. サービス提供の留意事項

- ① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体」になるようサービスの提供に努めます。
- ② 利用者の心身の状態等の把握と適切なサービスに努めます。
- ③ 利用者個々に、「認知症対応型通所介護計画」または「介護予防認知症対応型通所介護計画」を作成し、利用者及び代理人にその提供方法等を説明した上で必要なサービスを提供致します。
- ④ 事業運営に当たっては、地域社会との連携を密に図るとともに、関係市町村、居宅介護支援事業所等との連携を図り総合的なサービスに努めます。
- ⑤ デイサービスあおばでは、サービスの提供にあたり利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、居室外から鍵を掛ける、あるいは向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を致しません。
- ⑥ やむを得ず、身体拘束をする場合には、代理人の同意を得ることとします。

## 9. 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に対する具体的な防災計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- (2) 主な、防災設備は、非常通報設備、消火器、避難誘導灯、スプリンクラー及び各個室内に煙感知器の設置をしています。
- (3) 訓練の実施に当たっては、施設内職員による実施または消防署と連携して行います。

## 10. サービスについて

### (1) 当事業所の苦情窓口

萩原 美子	053-439-8140
-------	--------------

### (2) その他の苦情窓口

浜松市介護保険課	053-457-2787
北区役所長寿保険課	053-523-2863
静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590

※ 苦情処理の概要については、別紙にて定めることとする。

## 11. 秘密の保持

- ① 当事業所は、業務上知り得た利用者又はご家族の秘密(情報)を厳守致します。
- ② 当事業所は、関係機関等との相談、会議等を開催する場合、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又はご家族に同意を得ることとします。

